

No.56
2008年3月発行

淀川水系 流域委員会

ニュースレター

<http://www.yodoriver.org>

淀川水系流域委員会ニュースレターNo.56

2008年3月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社日本能率協会総合研究所

淀川グループ

〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-2-8 トーア紡第2ビル203

TEL (06) 6209-0034 FAX: (06) 6209-0036

E-mail:yodogawa@jmar.info

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局/淀川河川事務所/琵琶湖河川事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統合管理事務所/猪名川河川事務所/
猪名川総合開発工事事務所/木津川上流河川事務所/水資源機構 関西支社/滋賀県 土木交通部河港課/京都府 土木建設部河川計画室/
大阪府 土木部河川室/兵庫県土木部河川計画課/奈良県 土木部河川課/三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。



CONTENTS

委員会

●第70回委員会	1月 9日(水)	P. 1
●第71回委員会	1月29日(火)	P. 5
●第72回委員会	2月11日(月)	P. 9
●第73回委員会	2月20日(水)	P.13
●第74回委員会	3月11日(火)	P.17
●第75回委員会	3月26日(水)	P.21

このニュースレターは委員会の開催結果をお知らせするものです。

第70回委員会

■開催日時：2008年1月9日（水）15:30～20:00

■場 所：京都市勧業館 みやこめっせ B1F 第1展示場B面

■参加者数：委員20名 河川管理者（指定席）21名
一般傍聴者（マスコミ含む）166名



1. 決定事項：本日の審議や資料に対する質問がある場合は、1月16日までに庶務に提出する。
2. 報告事項：庶務より、報告資料1を用いて第69回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。
3. 審議の概要

1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業についての継続審議

河川管理者より、審議資料1-3「淀川水系における水需要の抑制に向けて川上ダム利水の代替案に対する見解」を用いて説明がなされた後、委員より、審議資料1-1「大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業についての継続審議」について説明がなされ、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○治水について

- ・大戸川ダムの必要性の根拠となっている「HWLを3時間、最大17cm越える」という計算結果には、議論に足る精度はない。「HWLを超えたらどうするか」という治水の根本的な議論をしなければならない。
- ・ダムには環境面でのマイナスがあるが、適切に運用すれば、効果が出る。ダムを選択した方がよい。また、今後は新規事業予算が確保できない状況も予想されるので、この機会につくっておい方がよい。
- ・洪水時には、水だけではなく、流木や土砂が流れてくる。堤防強化も重要だが、抜本的に洪水の量を減らす必要がある。「17cm」は少ないように思えるが、ボリューム的には相当ある。
- ・河川管理者の検討によれば、ダムによって計画規模洪水をクリアできても、7%増の降雨があれば、HWL+60数cmになり、破堤する危険性は高い。しかも、整備後の方がHWL超過延長距離は長くなる。宇治川では、整備後の方が現状より水位が高くなる。治水対策として、計画規模洪水を対象にHWL以下に抑えるだけでよいのか（委員長）。
- 堤防強化も流量コントロールも必要だが、堤防強化はすぐにはできない。どの地点から強化していくのかというタイムスケジュールが重要になってくる。委員会は「どの手段をとるか」ではなく、治水、利水、環境を総合的に判断してもらうための提案をしていく必要がある。
- 委員会では「堤防補強が手つかずだから、まずは堤防補強から優先的に」という議論をしてきた。しかし、河川管理者からは「計画規模洪水でHWLを超えるからダムが必要」という説明がなされた。本当にダム優先なのか、水位を下げるためにダムが有効な方法なのかといった議論が必要だ（委員長）。

○環境について

- ・大下津地区の整備は実施した方がよい。上流からの土砂が詰まる場所であり、長期的に見れば、川に余裕を持たせておくことが重要。今後のメンテナンスも考えれば、掘削して疎通能力を高めておく必要がある。
- ・大下津地区の川幅を広げることは賛成だが、河川環境の観点から、なだらかに掘削して横断方向の連続性を確保しておくべきだ。モニタリングによって、環境へのインパクトを少なくする努力が必要だ。
- ・大下津地区では低水護岸を採用しないでほしい。堤防をしっかりと作り、川が勝手に河川敷を削るような形状が理想だ。また、環境への影響（地下水の低下等）を考慮して、河床高はあまり下げべきではない。
- ・枚方から三川合流地点の高水敷の切り下げによって、桂川の流下能力を増やせないかという提案がある。
- どの範囲を切り下げなのか等、さまざまなケース設定についての整理を進めている（河川管理者）。
- ・ダムの影響に関する事前調査が不足している。流水型ダムであっても環境への影響はある。プランクトンや底質の変化等についてチェックしなければ、安全宣言は出せない。事例を集めて説明してもらいたい。

○事業費について

- ・ダム事業の効率性を評価する場合はB/Cにも意味があるが、事業の可否を判断する上ではB/Cにはほとんど意味がない。人命を守るという議論はB/Cには馴染まない。「守るべきは何か」という議論が必要だ。
- ・大戸川ダムが流水型ダムになれば、平常時にはほとんど意味のない異様な構造物となる。この管理コスト、心理的コスト、景観的コストがB/Cには含まれていない。河川工学的なB/Cは、環境には馴染みにくい。
- ・河川管理者は、HWLを1cmでも超えると両岸とも破堤するという計算をしているのか（委員長）。
- 全国統一的なマニュアルによって、両岸の破堤もあり得ると仮定して計算している。水位上昇は1カ所ではなく、下流でHWLを超えて破堤した後、上流で破堤することもあり得る。1カ所で破堤すれば他所では破堤しないということはない（河川管理者）。
- HWLを少しでも越えれば左右同時に破堤するという状況は、河川工学的にも常識的にも考えられない。きちんと実情を説明しようと思うなら、補足説明のないままで、スライド19（ダムなしの場合の被害額 約19兆4800億円、ダムありの場合の被害額0円）を出すべきではない（委員長）。

○大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業に関する河川管理者の説明責任について

- ・堤防より遙かに低い洪水水位を19cm下げると大戸川ダムの効果はきわめて小さい。また、整備計画原案P59「上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する」は、計画規模洪水に限定されたものではなく、計画規模洪水によるチェックだけでは不十分だ。計画規模洪水でさえ2/33の効果しかなく、計画洪水規模以上の洪水にはほとんど効果がない。

大戸川ダムの効果はきわめて限定的だと考える。河川管理者は、大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発事業の必要性・緊急性についての責任説明を果たしたと言えるのか、委員の意見を伺いたい（委員長）。

- 超過洪水対策に関する説明が不足している。河川管理者の説明は複雑でわかりにくかった。
- 河川管理者は説明責任を果たしていない。計画規模洪水33パターン以外の議論をしていない。短いスパンの上下流バランスの観点から、戦後最大洪水をどう流すかという説明に終始している。長期的な治水についての説明があっただけでいい。
- 数字のつじつま合わせばかりで、人命を守るという本来の治水の議論がない。「河川管理者の提供データは、河川工学、水利学的論理に耐えられるものではない」という委員の意見もある（委員長）。
- 大戸川ダムが必要だと納得できる説明ではなかったと思うが「17cm」とはいえ洪水時には効果がある。大戸川ダム直下への効果もある。貯留型ダムも含めて検討してはどうか。
- 30年間の整備水準を考えた時に、計画規模洪水以下の治水対策としてはベストな解が得られたが、超過洪水対策という新たな課題もできており、これについては河川管理者の説明が必要だと思う。
- 大半の委員意見は「いまだに説明責任は果たされていない」であり、本日の合意としたい（委員長）。

2) その他

委員より、審議資料2-1「丹生ダムにおける異常洪水対策容量の確保について」について説明がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・大川の維持流量カットにより、どのような影響があるのか。
- 長期にわたる維持流量カットによって何が起きるかはわからない。維持流量カットは、河川管理者として積極的にやっていくことではないと考えている（河川管理者）。
- 「維持流量を削減すればこういう問題が起きる」という説明がなければ納得できない。
- ・「河川管理者には、何が何でもかを検討して欲しい」というのが委員会の出発点だった。今後どういう仕組みに持っていくのかという議論が必要だ。委員会としては「社会実験として導入できないか」「まずは社会実験として導入すべきである」といった意見になるのではないのか。
- ・河川管理者が考えている具体的な維持流量を示してもらいたい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取：11名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・過去の委員会で作られた議論が繰り返されている。結論が出された議論を持ち出さずに頂きたい。
- ・「天ヶ瀬ダム1500m³/s放流」には反対。琵琶湖沿岸の浸水被害は、基礎原案への意見書（浸水は主として田畑であり、人命への深刻な被害はない。浸水補償や輪中堤を検討すべき）を踏まえて検討すべき。内水排水ポンプも設置され、すでに浸水対策がなされている。宇治川の環境を守ったまま「1500m³/s改修」を実施できる方策も立っておらず、琵琶湖後期放流は1140m³/sに引き下げるべきだ。
- ・三重県企業庁の解説を受けながら、伊賀用水の給水原価を計算した結果、H21～30年は406円、H31～35年は213円、これらに伊賀市の給水コストが加算されて450～460円の水道料金となる。三重県は広域水道事業への補助金の引き揚げを考えており、深刻な事態になっている。しかし、川上ダムでなくとも、現地での聞き取り調査の結果、伊賀市の水需要は木津川の自流水の取水で満足できる。
- ・水資源開発の際には10年に一度は最低容量が確保できないという前提で開発されている。委員会は「60年に一度の異常洪水時に対応する」という前提に乗せられてはいけない。大川の維持流量カットは衛生面への影響もあるが、下水処理場の処理水で河川の水質が改善されるほどになっており、1970年代と同じ状況ではない。また、昭和59年に維持流量を数日間カットしても魚類は壊死しなかった。
- ・委員会には、大戸川ダムの必要性の根拠である「HWLを3時間、最大17cm越える」という数値を追求して欲しい。行政は効率のよい方法をとるべきであり、人命を守るために堤防強化を最優先にすべき。
- ・高時頭首工11m³/s取水の許可水利権の対象となった基準濁水流量と大内地点の基準濁水流量について、河川管理者からの回答がない。委員会は河川管理者に説明を求めて欲しい。
- 高時頭首工は基準濁水流量の設定がない。大内地点の1/10濁水流量は後日回答する（河川管理者）。
- ・水道事業者には、琵琶湖水位ではなく、給水制限が問題。丹生ダムの有無に関わらず、給水制限期間は同じ、断水については丹生ダムと関係ない（参考資料1No915）。河川管理者は、異常洪水時でさえ人間と環境の両方を優先すると回答しているが、なぜそこまでして維持流量削減をしないのか（参考資料1No917）。
- ・委員は議論のレベルを上げて欲しい。流出量については計算式も含めて議論して欲しい。また、大戸川流域のゴルフ場の調整池の影響や天ヶ瀬ダムの低周波についても検討して欲しい。
- ・天ヶ瀬ダムからのバイパストンネル案には危険性がある。生物に関する河川管理者の説明も怪しい。「整備後は宇治川の水位が上がる」という計算結果があるのであれば、賛成できない。
- ・河川管理者の「上下流バランス」は、ダムと下流自治体の費用負担をこじつけるためとしか思えない。費用負担増について住民に対して説明すべきだ。河川管理者は「流域住民」の感覚で検討すべき。
- ・HWLの決め方について、河川管理者からの回答がない。HWL以下でも破堤しているし、HWL以上でも破堤していないケースもある。様々なケースで検討すべきだ。「B/Cは曖昧だ」という委員の意見もあったが、重要な数値なので、検討して欲しい。河川管理者と同様に、委員にも責任がある。委員会は新しい川づくりを目指してきたということを理解して、審議に臨んで欲しい。



第70回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1、2-1より

第70回委員会では、審議資料1-1「大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業についての継続審議」、審議資料2-1「丹生ダムにおける異常洪水対策容量の確保について」などを用いて委員より説明がなされた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

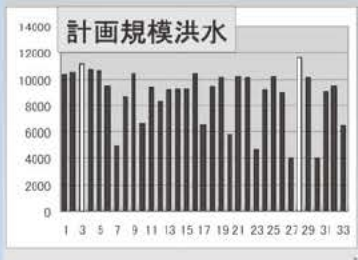
○審議資料1-1

(1)HWL+17cm対応案

- HWLを3時間、最大17cm越えることに対して、
 - 川底や高水敷の掘削に対応できないか？
 - 水位上昇を少しでも緩和するため、大洪水時に、宇治発電所(60m3/s)を緊急停止できないのか？宇治残留域は240m3/sではないか？
 - 大下津地区の掘削による流下能力増を3600m3/sで止めおくことはできないか？

(2)そもそも、17cm水位超過の意味？

- 計画規模33パターンの中、HWLを越えるのは2パターンだけ。
- この2パターンでも、計画規模より少しでも大きな洪水になれば、HWLを越えてしまう。
- 様々な規模の洪水に対して、淀川本川の堤防決壊の危険性は、大戸川ダムが壊れなくなるがほとんど変わらない。(整備後の方が、かえって水位が高くなる)
- 17cmを問題としていながら、淀川水位縦断面では、上流と下流の水位が逆転しているところがある。問題はないのか？



(3)大戸川ダム・天再で宇治川は安全になるのか？

- 昭和28年13号台風実績降雨時、現状と整備後のHWL超過、越水区間の変化

河川環境からのポイント〔1〕

- 桂川の大規模掘削は、「原案」で目指しているところ「横断方向の河川形状の修復」に逆行するものではないか？
- 桂川の流下能力を増大するためには、淀川の枚方から三川合流点付近の高水敷のなだらかな切り下げも効果があるのではないか。これなら、洪水対策と河川環境の両面から望まれる方策。

事業費とB/C

- 事業費は今後一切増えることはないのか？
- B/C分析では、淀川のHWLを1mmでも計算水位が越えると左右岸同時に破壊するとしているのか。このような割り切りは常識的に妥当とみなせるか？
- B/Cは、天再と大戸川ダム一体として1.4
- 府県の事業費負担
大戸川ダムの必要性: 計画規模洪水で2/33、HWLを17cm超、超過時間3時間

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

○審議資料2-1

- 丹生ダムに異常洪水対策容量を確保する。
- 目的: 既往最大規模の洪水(S14~15年)時に断水を生じさせないこと。
- 目標: 既往最大規模の洪水(S14~15年)時に琵琶湖の水位を利用低水位以下にしない。
- 根拠: 各種条件による異常洪水シミュレーション。

河川管理者の基本的な考え方の例

- 既往最大洪水と言うのは、結果として既往最大であったと分かるのであり、洪水の初期や洪水が進行する過程で、その洪水が既往最大洪水であることを事前に非常事態として対応するということができないものはありません。(平成19年12月27日第69回委員会審議資料1-6)
- さまざまな条件でシミュレーションができる現在でも、この考え方、この姿勢が良いのか？
- これではいつも後手後手になるのではないのか？
- 洪水予報、異常洪水警報を出して断水を求める、取水制限を始めるなどの工夫が必要。
- 今後設置される予定の(仮)判水者会議の重要課題。

第69回委員会審議資料1-8 補足説明についての河川管理者の結論(1)

- 取水制限の早期化ができないか? ~できない。
- 取水制限の早期化を実施すべきである。
- 気象予報の進歩により洪水が予測される場合のみ取水制限の早期化ができないか? ~できない。
- 気象予報の充実を期し、できるようにすべきである。
- 10%程度の取水制限ならあまり影響はないのではないのか? ~影響は多。
- あまり影響はない。(平成28年洪水の事例)
- 既往最大洪水のような非常事態においては、夜間断水程度のことは受忍すべきではないか? ~求められない。
- 受忍すべきである。それを求めるのが水害重要管理。

第69回委員会審議資料1-8 補足説明についての河川管理者の結論(2)

- 既往最大洪水のような非常事態においては、維持流量を削減して対応すべきではないか? ~維持流量を適切に削減して対応すべきである。

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R70-A
報告資料1	第69回委員会(2007.12.27)以降の会議開催経過について	R70-B
審議資料1-1	大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業についての継続審議	R70-C
審議資料1-2	補足資料 一河川管理者提供資料一	R70-D
審議資料1-3	淀川水系における水需要の抑制に向けて 川上ダム利水の代替案に対する見解 一河川管理者提供資料一	R70-E
審議資料1-4	淀川水系における河川環境の保全と再生に関する考え方 一河川管理者提供資料一	R70-F
審議資料1-5	補足資料その2 一河川管理者提供資料一	R70-G
審議資料2-1	丹生ダムにおける異常洪水対策容量の確保について	R70-H
審議資料2-2	丹生ダム建設事業について 補足説明 一河川管理者提供資料一	R70-I
審議参考資料1	関係住民・関係自治体・学識経験者からの意見聴取と意見の反映 について(第2報) 一河川管理者提供資料一	R70-J
その他資料	今後の委員会スケジュール	R70-K
参考資料1	委員および一般からのご意見	R70-L
	宮本委員長発表スライド	R70-M

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第71回委員会

- 開催日時：2008年1月29日（火）13:30～19:05
- 場 所：京都市勧業館 みやこめっせ B1F 第1展示場A面
- 参加者数：委員16名 河川管理者（指定席）20名
一般傍聴者（マスコミ含む）223名



1. 決定事項

- ・ダムに関する審議は終了し、2月の委員会では「原案」の総括審議を行う（論点は審議資料3の通り）。代表委員より各論点について意見発表をしてもらい、審議を行う。代表委員は運営会議メンバーで決定する。
- ・今後は、従来どおり、委員会への質問は庶務に提出し、河川管理者への質問は河川管理者に提出する。

2. 報告事項

3. 審議の概要

1) 丹生ダムについての総括的審議

河川管理者より、審議資料1-4「丹生ダム建設事業について」の説明がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○姉川・高時川の治水対策について

- ・丹生ダムの代替案の検討では「治水安全度1/100」という高いレベルで検討されているが、他の河川と同様に「戦後最大洪水」で検討すべきではないか。
- 「戦後最大洪水」を対象に検討した結果、「丹生ダム+河道改修」が最も有効であるという説明を行っている（H18/9/12 丹生ダム現地視察 資料集）（河川管理者）。
- ・2年前に示された「5ダムの方針」では、高時川と姉川は非常に危険なので、時間やコストのかかる平地河川化案や放水路案ではなく、即効性のある丹生ダム、河道内樹木の伐採、高水敷掘削が必要だという説明がなされた。河川管理者は2年間で河道内樹木伐採や高水敷掘削をどの程度実施したのか（委員長）。
- 滋賀県ができる範囲内で樹木伐採と河道掘削を行っている（河川管理者）。
- 現地を見た限り、進んでいない。滋賀県の予算は数百万円単位しかない。滋賀県の管轄下とは言え、河川管理者も進捗状況を把握しておかなければならない。
- 高時川・姉川が危険であるにもかかわらず、この2年間、ほとんど何もなされていない。河川管理者は「丹生ダムが必要」という説明をするだけで、地元の方々の人命を考えていない（委員長）。

○異常渇水対策について

- ・大川の維持流量カットが実施できないのは「昭和59年の維持流量カットの際に長期的な影響調査をしていないから」という説明だが、他に理由があるのか。また、寝屋川の水質は改善されているが、昭和59年と同等の維持流量が必要なのか。
- 昭和59年の渇水時に調査をしておらず、長期にわたる維持流量削減の影響（水質悪化、河川環境への影響等）が予測できない。このため、維持流量削減を前提とした計画にはできない（河川管理者）。
- 丹生ダムA案・B案ともに、維持流量を削減しなければ、BSL-1.5mを遙かに下回る。河川管理者の説明には同意できない。
- ・戦後最大規模の異常渇水では、時間断水が生じて仕方がない。対策を考えるのであれば、異常渇水対策容量の確保ではなく、節水対策等を検討するのが妥当だ。

○自然環境対策について

- ・流水型ダムにするのであれば、自然への影響が最小になるようなダムを考えて頂きたい。また、ダム容量は大きい方がよい。二山洪水への対応や放水口の取り付け等、技術的な検討を行う必要もある。
- ・琵琶湖の溶存酸素量は、高時川の融雪水ではなく、全循環が影響しているという点は河川管理者の調査結果である程度は納得できたが、生物学的な影響はよくわかっていない。委員会としては「どれだけ調査してもわからないことがある」という点を考えていかなければならない。
- ・高時川はすでに疲弊しており（瀬切れ、礫の減少等）、疎通性の確保が重要だ。
- ・姉川ダムの自然環境への影響を調査して参考にすべきだ。

○河川管理者の丹生ダムに関する説明責任について

- ・高時川・姉川の洪水対策には緊急性があるにもかかわらず、他の洪水対策を行わず、これから2～3年かけてダム形式を検討するという河川管理者の考え方には疑義がある（委員長）。
- ・異常気象や異常流況（集中豪雨、濁水、地球温暖化等）に対応できるよう、柔軟に検討した方がよい。
- ・異常渇水対策の必要性はない。もしやるとしてもダム以外の方法がある。十分な説明がなされていない。
- ・異常渇水対策については、これ以上、河川管理者と議論できないだろう。あとは委員会が判断するだけだ。治水上のダムの必要性については釈然としない。
- ・丹生ダムの治水上の必要性は理解できた。異常渇水対策は説明不足で、自治体も納得できないだろう。
- ・洪水対策としての丹生ダムの必要性に納得できた委員は2名で、他の委員は「疑義がある」「釈然としない」といった意見だった。異常渇水対策については出席委員全員から「説明不足」「これ以上は議論ができない」「納得できない」といった意見が出された。現時点での委員会の考えとしたい（委員長）。

○一般傍聴者からの意見聴取

- ・丹生ダムについて、一般からの意見聴取がなされ、7名から「ダム建設と自然環境に関する環境庁の考えを聞くべき」「高時川の整備計画ができていないため、国の補助金が付かず、県の予算もつかない。結論を早く出して欲しい」「丹生ダムの目的は高時川の治水のみ。滋賀県は費用を負担する覚悟があるのか」「丹生ダムB案の説明が不足している。審議して頂きたい」「高時川の堤防補強と樹木伐採を優先すべき」「ダムの管理費や減価償却、環境コストまで含めた上で代替案と比較すべき」といった意見が出された（例示）。

2) 川上ダムについての総括的審議

委員より、審議資料2-1「川上ダムと上野遊水地について」の説明がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○治水について

- ・越流堤が最大限の効果を発揮するように、越流堤の諸元をさらに検討すべきだ。
- ・流域トータル治水対策が必要。川上ダムは有効であり、他の治水対策に比べて、経済的だ。
- ・川上ダムは戦後最大洪水において水位低下効果（八幡地点で200m3/sカット）があるが、これは計算誤差の範囲ではないか（土砂混入率2%分は誤差範囲として無視されているし、岩倉峡HQ曲線も変更された）。また、八幡地点HWL+16cmは極めて危険で川上ダムが必要だと説明しておきながら、ダム整備後も依然としてHWLを超えている。これで、河川管理者は川上ダムの必要性を説明できているのか（委員長）。
- 「土砂混入率2%」については、実際の洪水のデータを元に計算しているため、土砂も含まれている。「ダム整備後もHWLを超えている」という点については、超過洪水も合わせて相対的な比較するため、通常、河道計画の時に用いる水位計算とは異なる氾濫解析（不定流計算）を行ったためにHWLを越えている。流下能力を判定するために戦後最大洪水を対象として行った不等流計算ではHWLを下回っている（第69回委員会審議資料1-4P11）（河川管理者）。
- 大洪水になれば土砂も増える。たかが知れた昭和57年洪水の観測値をもって「大洪水時の土砂も踏まえている」という説明は嘘だ。また、洪水が起きれば氾濫する以上、不定流モデルで議論すべき。戦後最大洪水で氾濫が起きれば、川上ダムがあってもHWLを越えるというのが計算結果だ（委員長）。
- 流域全体の計画安全度とそこに達するまでの安全度は違う。長期的計画から考える必要がある。
- 工事実施基本計画から見ればダムが必要ということであれば、整備計画を議論する必要がなくなる。将来的にダムが必要だとしても「なぜ今なのか」という河川管理者の川上ダムの必要性に関する説明に疑問を感じている。これでは緊急性という点で住民の理解が得られない（委員長）。

○利水について

- ・河川管理者は、伊賀市長の意向（一番安価な方法を、ダムにこだわらない）を河川管理者は知っていたのか。河川管理者は積極的な意見を聞かなくてはならない。
- 伊賀市の意見をお聞きした上で原案を立案している（河川管理者）。
- ・伊賀市と大阪市の水利権転用については、河川管理者が退路を敷けば、大阪市も考えるのではないか（審議資料2-5 P103）。水需要管理を推進していくなら、河川管理者は任務として取り組むべき。

○環境について

- ・河川管理者の説明責任は十分に果たされていない。川上ダムの水質予測に必要な項目が取り上げられていない。生物に対する種類等の影響についても説明が不十分。ダム下流で何が起きるか、判断できない。
- ・「次世代に自然遺産として残したいかどうか」といった地元の方々の思いを調査して欲しい。

○一般傍聴者からの意見聴取

- ・川上ダムについて、一般からの意見聴取がなされ、10名から「川上ダム自然環境保全委員会の議事録を公開すべき」「高山ダムで洪水期制限水位時に毎年少しずつ掘削すればアセットマネジメントは可能（参考資料1参照）」「木津川ダム群を有効に使えば下流の治水対策は不要。上野地区の浸水も遊水地に対応できる」「伊賀市長の声を無視してダム計画を進めないで欲しい」「河川管理者は大阪市と伊賀市の水利調整を行って頂きたい」「岩倉峡の流下能力は少なくとも4300m3/s以上あり、計画規模洪水でも氾濫は起きない。伊賀市の利水は木津川からの取水で対応できる。高山ダムに排砂トンネルを設ければアセットマネジメントは可能（参考資料1参照）」「下流の治水対策として河道の掘削量を細密に計算すべき。委員会には、高めの岩倉地点HQ曲線を考慮して審議を進めて欲しい」といった意見が出された（例示）。

3) その他

- ・今後の委員会の進め方について審議がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。
- 3. 一般傍聴者からの意見聴取**
- ・8名から発言がなされ、「20年前に工事に着手した丹生ダムは、地元からは継続事業だ。自然は人との関わりの中で守られてきたという点も検討して欲しい」「整備内容シートの今後の取り扱いについて明確にすべき」「天ヶ瀬ダム再開に際して京都府と大阪市の水利権交換について検討して頂きたい」「天ヶ瀬ダム1500m3/s放流の必要性、宇治川残留域240m3/sの根拠、堤防の耐震対策について審議して欲しい」「平成6年と同じ取水制限を行えば、異常渇水でも、琵琶湖水位はBSL-1.5mを少し下回るが、断水は発生しない（参考資料1参照）」「後期放流時の宇治地区の危険性について審議して頂きたい」といった意見が出された（例示）。



第71回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-4、2-1より

第71回委員会では、審議資料1-4「丹生ダム建設事業について」を用いて河川管理者より説明がなされた後、審議が行われました。また、審議資料2-1「川上ダムと上野遊水地」を用いて委員より説明がなされた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

審議資料1-4

2 姉川・高時川の治水対策

姉川・高時川の治水対策については、同河川の河川管理者である滋賀県の考え方は下記のとおりです。国においては、この考え方も踏まえ、河川整備計画期間中に滋賀県と共同でダムタイプの総合評価を行うこととしています。

◇滋賀県における姉川・高時川の治水対策の考え方（滋賀県ホームページより転載）

高時川は琵琶湖・淀川水系の源流にあたり、ブナ林などの自然林やユキツバキなどの特色ある植生で知られた山林部を含む自然豊かな流域です。上流の渓流部は木之本町で扇状地になり、水田平野を流れ、琵琶湖に注ぐ河川です。この川も古くから常襲的に水害をもたらし、周辺の人びとによる堤防補強の努力から天井川を形成してきました。大正10年以降、高時川本川では大きな堤防の決壊の被害はおきていませんが、堤防天端ぎりぎりまでの洪水は数年おきにおきています。

丹生ダムは現在水資源機構が実施していますが、もともと昭和47年に始まった琵琶湖総合開発に位置づけられた利水、治水を含む多目的ダムでありました。しかし、下流の大阪や神戸の水需要がさがる中で、平成17年7月には治水目的の「穴あきダム（流水ダム）」との方針が示されました。高時川の治水の方法については「平地河川化」「河川付け替え・河道改修」「河道改修（単独）」「ダム・河道改修」「遊水地・河道改修」「放水路・河道改修」の6つの代替案の検討がなされ、この段階では「ダム＋河道改修」が財政的にも最も安価に建設できるとの結果が出されました。

一方、県におきましては、平成18年9月以降、流域で水田貯留などによる「ためる」機能も検討しましたが、ダムに代わる方策は困難ではないかと考えられます。今後は、利水者が撤退した後の治水目的でのダム事業ではどのような全体事業費になるのか、その事業主体はどこになるのか、を検討する必要があると考えます。

ダムのタイプについては様々なタイプの可能性がありますが、高時川の治水に関わりますことから、国において期限を切ってダムのタイプごとに比較検討を行っていただいた後に、対話のプロセスを経て、県としての方針をまとめてまいりたいと考えております。

更に、丹生ダムが含まれる姉川・高時川の河川整備計画の策定に当たっては、源流部の流域保全、高時川の魚類生態などの自然環境保全、高時川が流れこむ琵琶湖の水質とのかかわり（特に冬の雪どけ水の琵琶湖水質改善効果等）、周辺地域の地下水保全とのかかわり、過疎化と高齢化が進む源流地域での地域振興、など多くの課題があります。これらに対して、水没予定地域から移転された方々、流域の方々との対話を進め、各種の情報を共有しながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

◇姉川・高時川の治水の現状

姉川・高時川の中下流部は天井川となっており、また堤防直下に人家が連担していることから、浸水被害に対する地域の不安は大きく、このため関係市町、地域住民から浸水被害軽減の対策を早急に行うことが強く求められています。

明治29年、大正10年の台風、昭和28年9月の台風13号、昭和34年9月の伊勢湾台風など多くの洪水被害が発生し、昭和50年8月の台風6号では、堤防天端近くまで水位が達し危険な状態となりました。最近では、平成18年7月19日の梅雨前線による出水において水防団が動員し、警戒・土嚢積み作業にあたっており、早急な治水対策が必要です。

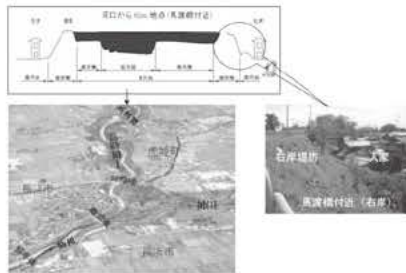


図2.1 高時川中下流部の状況

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

○審議資料2-1

<論点>

川上ダムの洪水調節計画について

・川上ダムの洪水時のピークカットは200m³/s、放流量は70m³/s、洪水調整容量は1200万m³だが、妥当か？

・上野地区のために最大放流量をできるかぎり減らすべきではないのか？（放流量が0m³/sの場合、洪水調整容量は約2000万m³）

□「上流部で対応すべき」が妥当か、それとも、下流部が堤防強化等によって対応すべきか

□遊水地の拡大とか流域での貯留等の対応、複合案などの検討

・河川管理者は、遊水地の増強ないし新設、流域対応など6つの代替案と、それらを組み合わせた複合案の検討を行っている。「現実的ではない」「効果的ではない」とされるが、妥当か？

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R71-A
報告資料1	第70回委員会(2008.1.9)以降の会議開催経過について	R71-B
審議資料1-1	丹生ダムについて	R71-C
審議資料1-2	丹生ダムにおける異常洪水対策容量の確保について	R71-D
審議資料1-3	第68回・第70回委員会での丹生ダムに関する主な意見	R71-E
審議資料1-4	丹生ダム建設事業について —河川管理者提供資料—	R71-F
審議資料1-5	丹生ダム建設事業について 補足説明 —河川管理者提供資料—	R71-G
審議資料1-6	基準洪水流量、基準年について —河川管理者提供資料—	R71-H
審議資料1-7	旧淀川(大川等)・神崎川の維持流量について —河川管理者提供資料—	R71-I
審議資料2-1	川上ダムと上野遊水地	R71-J
審議資料2-2	第69回委員会での川上ダムに関する主な意見	R71-K
審議資料2-3	青蓮寺用水幹線水路と調整池について	R71-L
審議資料2-4-1	川上ダムのダム長寿命化容量新設の代替案（本文）	R71-M
審議資料2-4-2	川上ダムのダム長寿命化容量新設の代替案（スライド）	R71-N
審議資料2-5	川上ダム建設事業について —河川管理者提供資料—	R71-O
審議資料3	今後の進め方	R71-P
審議参考資料1-1	淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・回答集（1465～1527）	R71-Q
審議参考資料1-2	淀川水系河川整備計画原案等に関する質問・回答集 別紙集（その5）—河川管理者提供資料—	R71-R
審議参考資料2	大戸川ダムの効果について —河川管理者提供資料—	R71-S
その他資料	今後の委員会スケジュール	R71-T
参考資料1	委員および一般からのご意見	R71-U

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧ください。資料を閲覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第72回委員会

■開催日時：2008年2月11日（月）13:30～18:40

■場 所：京都市勧業館 みやこめっせ B1F 第1展示場B面

■参加者数：委員16名 河川管理者（指定席）21名
一般傍聴者（マスコミ含む）161名



1. 決定事項

- ・ 次回の第73回委員会（2/20）では、以下の審議を行う。
- ① 水需要管理について（意見発表は、綾委員と千代延委員）
- ② 委員会のこれまでの審議のあり方や住民意見の反映について（意見発表は、田中委員と川上委員）

2. 審議の概要

1) 原案に関する総合的な審議 水系の統合的流域管理

委員より、審議資料1-1「水系の統合的流域管理について」、当日配付資料「淀川水系河川整備計画における河川環境の保全と再生について（意見）」を用いて意見発表がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・ 以前に比べれば、「河川環境の保全」が整備事業に反映されており評価できるが、個々の事業の連携ができていないという委員の指摘はその通りだ。個々の事業を連携し、総合的な全体プランとして進めていくためには「目標」と「評価軸・指標」が必要になる。例えば、生物種を絶滅させないという目標であれば、「イタセンバラ等をどのように復活するのか」という目に見える指標が必要。また、侵略的外来生物の増殖も課題として取り組んでいく必要がある。
- ・ 河川環境にとっては、縦断方向（流れ）の連続性の回復が重要。整備計画でより明確に打ち出す必要がある。また、地域毎に治水・環境・利水の関係は変わるため、流域一括で議論するのはなく、地域毎に考えないといけない。絶滅種は、たとえ合理的な説明ができなくとも、理屈抜きで予防的に保存すべきだ。
- ・ 原案には、環境へのマイナスの影響評価が含まれていない。統一的な指標で判断しなくてはならない。環境対策として丹生ダムでの異常漏水対策を計画している一方で、丹生ダムの環境への悪影響は置き去りにしている。原案は戦略的な計画とは言えず、環境が河川管理者の都合の良いように取り扱われている。
- ・ 原案には、管轄外の河川に対する考え方が抜けている。
- ・ 委員会は「ダムは役に立ってきたが、後世まで負の影響が残るので、他に方法がない場合にダムを」という意見を述べてきたが、原案では十分な検討がなされずに異常漏水対策やアセットマネジメントが計画されている。河川管理者も「ダムには問題もある」という認識を持っていないながら、ダムに頼らない方法を示していない。現状の問題点への対策を原案に直結させるべきだ。
- ・ 「統合的管理」や「一元的管理」とは、どのような管理なのか。河川管理者は「管理」ではなく「調整的な役割」になっていくのではないかと。また、一体どこまでが「環境」に含まれるのか。委員会があまりにも理念的すぎる意見を出してしまうと、河川管理者とのコミュニケーションはうまく成立しない。理念と河川管理者の実務を繋ぐ仕組みも提供しなければ、お互いに意見の言い争いになってしまう。
- ・ 河川の審議が中心で、湖沼の審議が後回しになっている。意見を積み上げるための審議が必要だ。
- ・ 河川管理者だけに「環境」の全てを任せるのは難しい。環境リスクを定量化する必要がある。不確定要素があるが、専門家がリスク評価を行なうべき。
- ・ 環境リスク評価では、長期的な環境変化がもたらす影響のための対策費や管理費（例：水質変化があたえる利水への影響）も含めなければならない。ダムが採算に合わないケースも出てくるのではないかと。
- ・ 原案は基礎案から一歩踏み出した計画だと評価する。実施に向けて、各種の組織を早く立ち上げるべき。
- ・ 治水リスクと環境保全、防災と生物保全、どちらをとるか政策判断になる。河川管理者には政策的判断を明示してもらい、生態系とのバランスをどう取っていくかを整備計画で示して欲しい。
- ・ 河川管理者も「河川環境の保全」をとり入れようとしているが、どうしても治水と利水が前面に出てしまい、統合的管理には至っていない。原案には、具体案も一貫した河川環境計画も見あたらない。
- ・ 原案に河川管理者の権限に関する考え方が示されていない点に不満だ。例えば、洗堰での水位操作には環境の視点が含まれていない。見直しをしなければならぬ。

2) 原案に関する総合的な審議 生命の治水

- 委員より、スライドを用いて意見発表がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・ 原案にどのような修正を加えていくべきか、委員会で意見をまとめるべき。原案が認められ、実際の事業実施に移った途端、「流域管理」や「流域対応」が見えなくなってしまう。これをどこがどのように担保するのか、道筋をつくっていかねばならない。それが委員会の次の役割だ。
 - ・ 住民や自治体を巻き込んだ体制をどのようにしていくか、その体制の中で河川管理者はどのような役割を果たすのが重要になってくる。河川管理者には調整していく役割や権限を期待したいが、原案の修正だけではどうしようもない。原案の次の段階も考えておかないといけない。
 - ・ 戦後最大洪水対策を優先するという計画でいいのか。予想を超えた洪水が発生する可能性が高い状況で、

「しどとい堤防」「逃げる時間を稼ぐための堤防補強」を目標にすべきだ。難破堤防には技術的な信頼性がなく計画には盛り込めないというのが河川管理者の説明だが、なぜ平成14年の堤防設計指針から「越水に対する難破堤防の設計」が削除されたのか。河川管理者は説明すべきだ。

- 後日、背景や考え方をきちんと説明したい（河川管理者）。
- ・ 超過洪水だけではなく、さまざまな洪水を対象にすべきだ。全川を難破堤防にするのは無理で、そのしわ寄せを上流部だけに持って行くのは不公平。ダムと並行して、下流の越水対策も行うのではないかと。
- 「越水対策は計画には盛り込まない」というのが河川管理者の説明だ（委員長）。
- 構造物をつくる以上、外力に対する効果を考えて計画を進めたい。現在も耐越水堤防については検討や実験を行っており、粘り強い堤防についていろいろ工夫している。しかし現時点では、越水に対して壊れない堤防の技術はない。そのため、計画に位置づけることができないとされている（河川管理者）。
- 木造住宅においては、たとえ基準以下の耐震設計値であっても、効果はある。河川管理者が住民の生命を考えているなら、基準についてどう言う前に「今、自分たちに何ができるのか」を考えるべきだ。耐越水堤防の基準は過去にあったし、淀川水系で暫定的な基準をつくれればよい（委員長）。
- ・ 耐越水堤防という1つの方法に頼るのも危険だ。さまざまな方法を組み合わせて防災力を高めるべき。
- 「堤防補強だけ」とは考えていない。堤防補強は全くやっていないので、最低でも堤防補強はやらなければならないといけない。その上で、流域全体で治水を受け持つ必要がある（委員長）。
- ・ 広域的な計画を検討する場合は、「数字」の辻褄合わせではなく、「方向性」の議論をすべきだ。
- ・ 原案には、上下流バランスの説明は出てくるが、大災害時の説明は出てこない。「いかにして壊滅的な被害を防ぐのか」は至上命題で、その際には、どうしても下流の人口密度を考慮する必要があるだろう。
- ・ 30年後に整備計画が完成したとしても、破堤の危険性は現状と変わらない。ダムの有無に関わらず「危険な場所に住んでいる」という事実が変わらない以上、ダム以外の方法も考えておかないといけない。
- ・ 「原案以上の安全度を達成する」という整備計画が必要。全国レベル以上にする意気込みでやるべきだ。
- ・ 都市計画に対して河川側から意見を述べていく時だ。「天然の遊水地」等の提案もして欲しい。河川管理者には、土地利用規制に踏み込んだ上で、ハードの説明をして欲しい。
- ・ 破堤による壊滅的な被害の回避という方向性は賛成だ。スーパー堤防はその1つの方法だが、まだ努力不足。破堤を想定した流域対応と同時に「何年以内にこのレベルの安全度にする」という約束も必要になる。原案にある各種の協議会で具体的に話を進め、委員会がフォローアップを行えばよい。
- ・ 基礎案と原案には決定的な違いがある。原案に「越水に対して堤防をできるだけ壊れにくくする」ということを盛り込まなくていいのか。堤防の越水対策に最優先で取り組まないのは、国の怠慢だ（委員長）。
- スーパー堤防を実施する際、「スーパー堤防が越水対策の一番の方法」という説明で予算が付いている。他の越水対策を行うためには、この論理を変えないといけないという事情もあるだろう。
- それは国交省と財務省の間で話だ。委員会は住民の生命について議論しているのだから、委員会として、言うべき意見を言うべきだ。以前の委員会で河川管理者は「越水対策や堤防補強をどれくらい事業費でやるのかを説明する」と発言したが、いまだに説明がない。河川局では越水対策はタブー視されているのだから。なぜ平成14年の堤防設計指針から「越水に対する難破堤防の設計」が削除されたのかも含めて、きちんと説明して欲しい（委員長）。

3. 一般傍聴者からの意見取組

- 11名の一般傍聴者から「耐越水堤防をやめた河川管理者の言い分は「技術が確立されていないから」だろうか。浸透や洗削対策の技術は確立されているのか。基準にこだわるのではなく、明らかに越水に強くなる工法はやるべきだ」「高月町は洪水の危険にさらされている。堤防の側に民家があり、河道は修正できない。姉川・高時川の整備計画もできず、5万人の安全が先延ばしにされている」「丹生ダムは地元が心からぞんざいしている計画だ。地球温暖化による大漏水と大洪水が頻発しているし、高時川も瀬切れと豪雨が頻発している。天井川で周囲に集落もあるため、ダムしか方法がない。早く実施して欲しい」「今後10年の社会変化（少子高齢化、人口減少、経済減速、地震等）を把握した上で原案を改め、基本方針におもねらない、独自の整備計画を作るよう整備局長に要請する」「河川管理者の説明は一貫性が無い。技術的には確立されていない天ヶ瀬ダムのトンネル放水案が原案にあるのだから、越水に強くなる堤防補強も取り入れるべきだ」「委員会には堤防の耐震対策について審議して頂きたい。瀬田川と宇治川は後期放流が長期に及ぶため、耐震対策についてははっきりすべきだ。淀川本川や宇治川で予定されている河床掘削の内容を明らかにすべき。環境と治水の両立は可能だ。委員会には塔の島地区の流下能力や宇治発電所の放流量について審議して頂きたい」「宇治川調査団は、実地調査と住民ヒアリングによって、報告書をまとめた。「1500m3/s」は危険で犠牲も大きく、積極的な理由もない。宇治川はかつて6回破堤しており、堤防砂利層からのパイピングする恐れもある。1～2週間の後期放流は危険だ。天ヶ瀬再開発計画の撤回を求める」「天ヶ瀬ダム周辺には断層が通過している。既存の4本の水路トンネルに加えて、放水トンネルを通れば、支持基盤への影響が大きくなるのではないか。ダムの地質調査結果が示されていないのは不満だ」「住民は「ダムがあっても洪水は起こる」と思っており、今や、堤防補強に及び腰の河川管理者が遅れている」といった発言がなされた（例示）。

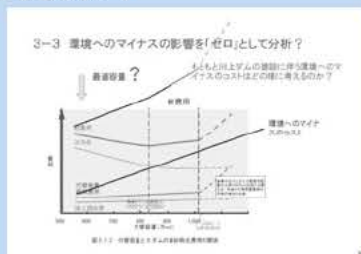


第72回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1、1-2、2-1、2-2より

第72回委員会では、審議資料1-1「水系の統合的流域管理について」、審議資料1-2「淀川水系河川整備計画における河川環境保全の保全と再生について」、審議資料2-1「治水～洪水氾濫対策について」、審議資料2-2「宮本委員長発表資料」を用いて委員より説明がなされた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○審議資料1-1



5. 結論
- ・ 淀川淀川水系において、流域の一体的管理の必要性は明白
 - ・ 河川整備計画案は、これまでの治水、利水、利用の考え方から転換する「水系の統合的流域管理」という観点から、積極的に具体的な施策を推進する計画とはなっていない
 - ・ 国土交通省以外の省庁、自治体、地域住民、利害者が互いの利害を超える議論と討議を続けていって中期的な流域改善の活動は試行的な役割を果たしたと考える
 - ・ 一方、流域委員がそのものの役割と権限の問題も明確に浮上してきた。

○審議資料1-2

平成15年流域委員会提言 現状認識	平成19年河川整備計画案 現状の課題
<p>環境 河川敷積、ダム、埋立、水質汚濁による生態系・連続性の喪失や環境の悪化、気候変動・消費活動による各種環境汚染、水質汚濁の拡大、外来生物問題、ゴミ投棄問題</p> <p>治水 流域内による治水機能の低下とピーク流量の増加、沖積平野への人口密度の高まり一時的被害の増大、堤防強化の必要性、治水安全度の地域差、防災意識の低下、高潮の危険性、地震津波対応</p> <p>利水 近年の降水量減少傾向にもなる気象変動の傾向、過大な需要予測による利水施設と水質汚濁、利水ダム・堰による水質・水温・流量の変化、取水施設の低下と水質汚濁による環境・安全の喪失、海外の水資源確保方針による国際レベルの水収支不均衡、治水安全度の地域差、防災意識の低下、高潮の危険性</p> <p>利用 治水施設の適切な維持管理、人工構造物による景観・環境の劣化、河川敷の不法占有、ゴミ投棄、水質・水質汚濁、舟遊、漁業</p>	<p>平成19年流域委員会提言の河川整備計画の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然のダイナミズムの尊重 建設計画の考え方はまきだてていない 河川敷の増積の抑制による増積、連続性、河川敷の多様な利用などの動的・静的特性を尊重する ○ 高潮の危険から流域的な安全への転換 「川の川をつくる」の手を止らうという認識で川のシステムを改善するようとする ○ 水質と治水の両面での治水の目標を定める 1990年代前半の河川法改正を中心に各河川の特性を踏まえた治水計画の策定・実行を促す ○ 治水機能の向上 自然と治水の両面での治水の目標を定める 自然と治水の両面での治水の目標を定める ○ 流域一体的な治水管理 治水安全度の向上を目的として、治水、利水、環境の一体的な治水管理を、流域委員会に主要な役割を担わせる ○ 治水計画 治水機能の向上 治水安全度の向上を目的として、治水、利水、環境の一体的な治水管理を、流域委員会に主要な役割を担わせる ○ 利用計画 流域固有の生態系に配慮し、自然と調和した治水、治水の推進

○審議資料2-1

淀川の治水の特徴

- ・ 枚方の上流の三川にはいずれにも狭窄部があり、下流部の安全弁の役割を果たしている。
- ・ 「天からの贈り物」として、この「天然」の防災・減災システムを変えない、超過洪水対策につながる。

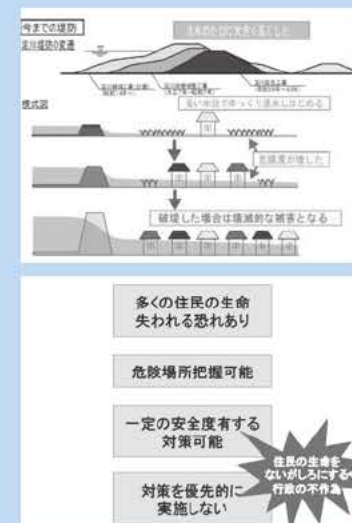
技術力の過信は補物
↓
狭名川の狭名の狭窄部も同じ

淀川流域委員会の提言に向けて

- ・ 洪水リスク、濁水リスク、環境リスクの定量的評価が必要である。
- ・ それぞれのリスクを構成する要素は多くの不確定を有している。
- ・ それぞれのリスクのQCD解析を前提に議論する、科学的評価がなければできないものではない。
- ・ 排他的な「ゼロ～100」の極端な議論を避ける。

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

○審議資料2-2



(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

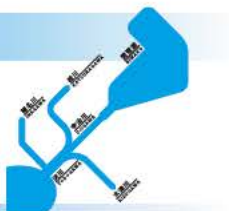
配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R72-A
報告資料1	第71回委員会(2008.1.29)以降の会議開催経過について	R72-B
審議資料1-1	「水系の統合的流域管理」について	R72-C
審議資料1-2	淀川水系河川整備計画における河川環境の保全と再生について (意見) (当日配付)	R72-D
審議資料2-1	治水～洪水氾濫対策について (当日配付)	R72-E
審議資料2-2	宮本委員長発表資料 (当日配付)	R72-F
審議参考資料1	淀川水系における河川環境の保全と再生に関する考え方 -河川管理者提供資料-	R72-G
審議参考資料2	治水対策に関する基本的な考え方 -河川管理者提供資料-	R72-H
審議参考資料3	上野遊水地の越流堤について -河川管理者提供資料-	R72-I
審議参考資料4	淀川水系における水需要の抑制に向けて 川上ダム利水の代替案に対する見解 -河川管理者提供資料-	R72-J
審議参考資料5	丹生ダム建設事業について -河川管理者提供資料-	R72-K
その他資料	今後の委員会スケジュール	R72-L
参考資料1	委員および一般からのご意見	R72-M

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。
資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第73回委員会

- 開催日時：2008年2月20日（水）15:30～20:15
- 場 所：京都市勧業館 みよこめっせ B1F 第1展示場B面
- 参加者数：委員18名 河川管理者（指定席）21名
一般傍聴者（マスコミ含む）167名



1. 決定事項

流域委員会の議論をより明確に積み上げていくために、現時点での意見書を作成する。委員長と副委員長が意見書のたたき台を作成し、次回の第74回委員会（3/11）に提出し、議論を行う。

2. 報告：庶務より、第72回委員会以降の会議開催経過と滋賀県・京都府から委員会への依頼（原案に対する委員会の意見がまとまれば、ご説明をお願いしたい）について報告がなされた。

3. 審議の概要：委員より、意見発表がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

1) 原案に関する総合的な審議 水需要管理について

- 大阪市長と面談し、大阪市の水利権と取水実績についてお伺いした。市長からは「水利権と取水実績の乖離は認識しているが、将来的な必要性を懸念している。水道局と検討したい」とのお話だった（委員長）。
- 「水」という商品と設備投資規模の適切な関係は、水需要予測から導き出せる。水道事業の統合等によるコスト削減も可能。節水型社会の実現に向けて「水需要管理」という理念を提言していくべき。
- 常設の治水対策会議を立ち上げない水需要管理の具体的な案は出てこない。また、異常治水対策容量は、BSL-1.5mを守るためではなく、BSL-2.0mを下回るような大治水に備えるための対策であるべきだ。
- 河川管理者は河川整備計画の権限は持っているが、水需要抑制による影響リスクには責任が持てない。これが「河川管理」から「流域ガバナンス」に転換していかなければならない理由だ。水需要抑制は産業の新しい展開（淡水化技術等の発展）にも繋がっていく。水需要抑制をやっていくという強い姿勢が必要。
- 水需要を減らすための努力を具体的に示してもらいたい。また、水供給予測は、広域的な気象変化（降水量の減少）に限定した議論になっているが、降水パターンや河川への流出量からの説明も必要だ。
- 現在の水需要に対応するためには、ダムしかないのか。水需要管理でまかなえないのか。河川管理者には強い調整に取り組んでもらいたい。また、あるべき水需要量も考えないといけないだろう。
- 大阪市の水需要は30年間下がり続けており、水利権を見直さなければならない状況にある。原案では委員会の意見を反映した理念をうたっているが、実際は新規水源の確保を行おうとしている。
- 整備計画原案は、今後20～30年間の計画であるにも関わらず、情緒的で具体的ではない。水が足りない一部の地域を取り上げて水需要が逼迫しているとして説明されても説得力はない。
- 住民と行政が共同で水需要管理に取り組んでいかないといいない。そのため場が必要。
- 原案には「河川のダイナミズムを維持するために自然流況を意識した水管理を目指す」という立派な理念が書いてあるが、それを実現していくための「指標」と「プロセス」がない。水位操作の試行の科学的な評価も十分ではない。科学的な評価を行い「指標」を開発する必要がある。
- 地方都市の産業の発展には水需要が大きく関わっている。国が地方自治に踏み込んで、市民に節水を強いることができるのか。大きな方向性としてならよいが、短期計画には責任の持てないことは書かない方がよい。原案には政策として書くべき。
- メリハリのある水需要管理が必要。無用な水需要は抑制すべきだが、水需要が増えそうな部分にはフォローも必要。また、水が十分にあるときは、住民が豊かな水の恩恵を受けられるような管理をしてもよい。
- 利水者は、水需要がないのであれば、貯水施設から撤退すべき。撤退にあたっては政策的調整を活用すればよい。危機的な災害が発生した際の水の配分システムも検討しておいてほしい。
- 「原案の理念はよいが、具体的な施策がなく、説得力もない」というのが委員の共通意見だった。川上ダムの新規利水の全てでなくとも、一部でも水融通できれば、ダムによる負荷は減る。天ヶ瀬ダムの暫定水利権の振替についても提案がなされているが、原案にはそういったチャレンジがなく、そのため努力も見えてこないのが問題だ（委員長）。

2) 原案に関する総合的な審議 計画策定について

- 一般傍聴者からは「現地の住民しかわからないことがある。住民と委員で議論する機会が必要」「河川管理者は住民への説明責任が果たせていない。住民の参画を喜んでいない」「原案の説明がきちんとなされていない。自治体等への報告内容も公開されていない。原案に反映した意見と反映していない意見を明確にすべき」「河川管理者が実施した住民説明会のやり方が妥当かどうか、審議して欲しい」「委員会に住民の意見聴取をして欲しい。委員と河川管理者の議論が必要」「委員の意見は、感想どまり。委員同士の議論がない」「自治体も意見を述べてはどうか」といった発言がなされた（例示）。
- これまでの審議によって、十分な意見が積み重なっており、河川管理者は原案を改訂できるのではないかと、一度の改訂では納得できなくとも、何度か改訂を繰り返せば、緩やかに合意ができていく。
- これまでの委員会はダム事業継続を要する住民のご意見をどうお聞きし、意見書に反映してきたのか。→現地にお伺いし、現地の方からご意見を伺った他にも、対話集会を開催してご意見を頂いた。これまでの意見書では「移転住民への配慮」や「水源地域整備への配慮」について述べている（委員長）。

- 意見書に反映されなかった住民のご意見も河川管理者に届ける必要がある。
- 第三次委員会では、意見のキャッチボールによって、委員と河川管理者の信頼関係が深まったか。個人的には、キャッチボールをすればするほど、不信感が高まっていったと感じている（委員長）。
- 第一次委員会や第二次委員会では「みなでよい川をつくる」を目標にキャッチボールができていたが、第三次委員会では、河川管理者には守るべきものができ、キャッチボールができなくなった。河川管理者はキャッチボールをする気がないのだから、委員会は河川整備計画原案に意見を述べればよい。
- ダム以外にも事業はある。琵琶湖水位の試行操作は、委員会と河川管理者のキャッチボールがあったからこそ実現できた。委員会は、「是々非々」でやっていけばよい。
- 河川管理者は、結論ありきではなく、委員会の意見を踏まえて、原案を変更するのか。枝葉末節的な部分だけではなく、根本的な部分の変更にも対応していくのか（委員長）。
- 河川法の手続上、整備計画の案をつくるためにご意見を聴く。そのために準備したのが原案だ。「こう変えるべき」「こう工夫すべき」といったご意見を出してもらえれば、どう反映できるかを検討できる。委員だけではなく、住民や市町村長、知事のご意見を全て含めて、判断する（河川管理者）。

3) その他

① 河川利用・維持管理、平成14年の堤防設計指針および治水対策の事業費について

- 河川利用については、原案は適切な内容になっている。
- 下流域で琵琶湖淀川水系の恩恵を感じるためにも、淀川から御堂筋へ水を引く社会実験や大阪市内と淀川を結ぶ舟運について検討して欲しい。
- 原案の「上下流連携」の内容は乏しい。森林保全のための上下流連携や下流の水利利用者による上流への支援といったものも盛り込む必要がある。
- 整備計画は事業計画なので、10年ごとの整備手順を示すべき。また、猪名川下流が戦後最大洪水対応でよいのか。余野川ダムについても議論すべき。
- 平成14年の堤防設計指針から耐治水堤防が削除された理由は「技術的な機能が担保できない」とのことだが、それは、これまでの説明と全く同じだ。また、前回の委員会で「原案に治水対策を盛り込むべき」という意見が多数出ていたにも関わらず、従来の説明と同じで、新しい対応が示されなかった（委員長）。
- 耐治水堤防の研究も行っているようだが、継続性がない。継続性を持って、研究を行うべき。

② 今後の委員会の進め方について

- このままの状態では、突如ある議論ができないのではないかと、河川管理者から原案の第2稿を出してもらうためにも、これまでの河川管理者の説明の範囲内で、現時点での委員会としての意見を述べる必要があると考えている（委員長）。
- 委員の個人意見なら出せるだろうが、委員会としての意見書をまとめるのは不可能ではないか。
- 少数意見を付記するのであれば、意見書を作成してもよい。
- 意見書の作成に賛成する。意見書をつくる「作業」を通じて、委員の議論も進む。
- 年度内を目途に河川整備計画を策定する目標は変えておらず、出来るだけ早くご意見を頂きたい（河川管理者）。
- 意見書をつくる作業を進めたい。結果として、委員個人の意見集になるかもしれないし、意見書がまとまらず、さらなる審議が必要ということになるかもしれないが、まずは意見書のたたき台を作成し、次回の第74回委員会に示したい。意見書のたたき台は、委員長と副委員長で作成する。委員には委員会の1～2日前に事前に配布する（委員長）。

3. 一般傍聴者からの意見聴取：9名の一般傍聴者から「河川管理者は不正事案についても報告すべき」

- 「水需要管理については、河川管理者からも数字等が示されてきたので、今後も審議して欲しい」「上野遊水地へ遊水させる方法はいろいろある。根本的に検討して、遊水地機能をもっと発揮できるようにして欲しい」「河川環境は悪化している。現在の河川利用のままでなく、ゼロにすべき。河川管理者の説明資料では、ダム単独の水位低減効果と比較していない」「大阪では節水に向けた一層の努力が必要。水余りについてもきちんと検討すべき。委員会が住民対話集会を開催すべき。河川管理者は原案の第2稿を出すのかどうか、次回委員会を明確にして欲しい」「今後も大阪市の水需要は増加しない。取水量減少の主な理由は節水機器の普及であり、今後も人口減少・高齢化・水道料金値上げが予想される。将来の水需要増加を懸念する必要がある」「本日の委員会は、これまでの委員会の経過報告にとどまっておらず、審議になっていなかった。住民意見をどう反映していくのか、審議して欲しい」「委員は新しい河川整備を切り開いているという気概で臨んで欲しい。地域住民の意見を計画に反映させるのは、河川の恩恵と被害を受けるのが住民だからだ。天ヶ瀬ダム1500m3/s放流率について意見書を提出しているので審議して欲しい。府県市町村は不要な水を押しつけられているという現状を理解した上で審議して頂きたい」「伊賀市は0.358m3/sを木津川から取水することを拒否しているが、伊賀市の水道政策を見直すよう市長への建白を企画し、市長との勉強会を行う。建白では①水道料金を値上げしない方向で水源を決めること ②非常時に連携補給できる危機管理体制の確保 ③連結決算評価によって赤字再建団体にならないよう、水道事業の健全化を目指すこととしている。関係者の誠意厚い対応を希望する」といった発言がなされた（例示）。



第73回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-2、2-1、2-2、当日資料より

第73回委員会では、当日資料「綾委員発表スライド」、審議資料1-2「原案中の「利水」に関する意見と疑問」、審議資料2-1「河川整備計画「原案」に対する「住民参加」の形成過程と論点整理」、審議資料2-2「「計画策定」委員会審議と「基礎案」、「原案」における「住民意見の聴取・反映」と「住民参加」を用いて委員より説明がなされた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○当日資料

1. 水需要の抑制
 - 1) 琵琶湖の水位低下の抑制と河川の泥の回復を目的とし、利水者、関係機関、住民との連携を強化。
 - ・ 節水意識の向上、再利用・節水利用など水資源の有効活用等。
 - ・ 市民の生活スタイルの変化を伴うので、水需要抑制には時間的余裕
 - 2) 水需要と需要予測の精査と確認の策定
 - ・ 水利用種別別区分（上水道48件、工業用水42件、発電用水94件、農業用水48+68）、その他10件について、利水計画、取水実績、水源計画等の精査確認と水利権の公表
 - ・ 利水者の水需要（水需要実績、水需要予測）の精査、水利権の見直し
 - ・ 利水安全度の維持（現状において、需要と供給の差額は計画の80%程度でバランス）

2. 治水への対応
 - 1) 平常時から情報交換などによる取水調整の円滑化施策等による治水被害の縮小
 - ・ 取水調整会議の組織改正と集約化⇒利水者会議の発設
 - ・ 利水者、自治体、関係団体、河川管理者、学識者・有識者により治水協議会。水利用家格の把握、水需要抑制策（住民節水行動、節水へのインセンティブ）を平常時から協議
 - 2) 治水調整方法の見直し
 - ・ 取水調整方式からの安定供給と治水への努力量の評価方式への変更を検討
 - ①異常高水対策前線の確保（琵琶湖/丹生ダム）
 - ②水需要超過地域への対応（伊賀地域、京都府南部地域）
 - ③新規利水者への対応
 - 方法①水資源開発施設による水源の確保。⇒利水安全度は確保、河川流量は減少
 - 方法②水利権の見直しによる水源の転用（既存水利権者の利権確保の問題）⇒利水安全度は低下、河川流量は減少。

○審議資料1-2

- 河川管理者の「新たな利水者への対応」に関する疑問
- 1) 水源は各利水者が費用負担して確保してきた利水者の財産です。このため、水利権が見直された場合にも、水源の保有については将来の需要量や利水安全度を見極め、まずは、利水者が検討することになります。
 - 一旦水利権を与えてしまえば、利水者の判断優先でよいのか、新たな需要が起こったとき、河川管理者は、必要なら利水調整をするべきではないのか。
 - 2) 現状の水需要が一時的に減少したからといって、河川管理者として転用を強く求めることは適切ではないと考えます。
- 例えば大阪市の水需要と需要量と需要量と乖離が生じているのは、ここ20年以上のことであり決して一時的現象ではない。

河川管理者の基本姿勢は転換したか？

- ・ 淀川水系では水開発量と水需要が大きく乖離している。
- ・ 近年の水供給能力低下（80%）により淀川水系の高給バランスはとれている。
- ・ 新たな水需要には新規水資源開発（川上ダム）が必要。
- ・ 異常高水対策として丹生ダムを使った対策容量確保。
- ◎ 節水・水需要の抑制・水利権の見直しと用途間転用等、多少の積極姿勢は見える。
- ◎ 河川環境に大きく負の影響を与えるダム・堰による水源開発を引きつづけている。
- ◎ 水供給管理から水需要管理への転換いまだならず。

審議資料2-1

4. 関係住民への意見聴取の手法
 - (1) 原案に対する河川法16条2 第4項規定の意見聴取は適切に実施されたか。
 - ・ ホームページの意見募集 ・ 新聞折込 ・ 住民意見交換会の開催 ・ アンケート調査
 - ・ 意見募集チラシの配布（返信用付） ・ 関係自治体への意見聴取等
 - (2) 説明責任（説明会、意見交換会）
 - 原案が基礎案や意見書の主旨に沿ったものか、どういところが変わったのか、十分な説明責任がなされ、理解を得られたか。
5. 住民参加形成のキーワード
『キャッチボール』

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

○審議資料2-2

河川管理者は説明責任を果たしたか

- ・ 委員及び一般住民の1531件の質問全て河川管理者が回答したことは一定の評価ができる。
- ・ 的確な回答×不的確な回答
- ・ 適切な回答×不適切・不十分な回答
- ・ 誠意ある回答×誠意が感じられない回答
- ・ 理解しやすい回答×難解な回答
⇒納得できる回答×納得できない回答
- 質問を意見として受け止め、反映するのか？
- 質問と回答の多くについて、適切に評価し、審議を尽くす時間が委員会に与えられていない。

「原案」

- 委員や住民の多くはまだ「原案とその説明」を納得していないのではないかと？
- ・ 全国バランス？～委員会は全国最高レベル・最先端の治水をめざした。（河川対応と流域対応）
 - ・ 戦後最大洪水を計画高水位以下で安全に流下させる。～住民の安全より水害訴訟に負けないことを重視？
 - ・ 「上下流バランス」の考え方を押し進めると、全国の河川の上流にダムを建設しなければ河川整備ができなくなる～法の河川環境保全・再生に逆行するのでは？
 - ・ 治水・利水・ダムへの意見は「聞き置く」、その他環境・利用等は連携/住民参加推進とすれば、ご都合主義的原案
 - ・ 「原案」にさまざまな疑問があり、委員会は審議不十分。

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R73-A
報告資料1	第72回委員会(2008.2.11)以降の会議開催経過について	R73-B
審議資料1-1	利水施策—水需要管理—について	R73-C
審議資料1-2	原案中の「利水」に関する意見と疑問	R73-D
審議資料2-1	河川整備計画「原案」に対する「住民参加」の形成過程と論点整理	R73-E
審議資料2-2	「計画策定」委員会審議と「基礎案」、「原案」における「住民意見の聴取・反映」と「住民参加」	R73-F
審議参考資料1-1	淀川水系における水需要の抑制に向けて (第70回委員会(H20.1.9)審議資料1-3の一部を抜粋) —河川管理者提供資料—	R73-G
審議参考資料1-2	青蓮寺用水幹線水路についての追加説明 —河川管理者提供資料—	R73-H
審議参考資料2-1	関係住民・自治体からの意見聴取と意見の反映について(速報) —河川管理者提供資料—	R73-I
審議参考資料2-2	関係住民・関係自治体・学識経験者からの意見聴取と意見の反映について(第2報) —河川管理者提供資料—	R73-J
審議参考資料3	洪水時の水位について —河川管理者提供資料—	R73-K
審議参考資料4	河川整備の優先性に関する考え方 —河川管理者提供資料—	R73-L
審議参考資料5	淀川水系流域委員会等の今後の進め方に関する河川管理者の考え —河川管理者提供資料—	R73-M
その他資料	今後の委員会スケジュール	R73-N
参考資料1	委員および一般からのご意見	R73-O
	綾委員発表スライド	R73-P

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第74回委員会

- 開催日時：2008年3月11日（火）13:30～17:10
- 場 所：京都市勧業館 みやこめっせ B1F 第1展示場A面
- 参加者数：委員18名 河川管理者（指定席）22名
一般傍聴者（マスコミ含む）203名



1. 決定事項

- 審議資料1「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見(案)(080311版)」への意見がある委員および一般の方は、修正文案記入フォーマットを用いて、3/18(火)までに庶務に提出する。委員および一般の方からのご意見は、委員長、両副委員長、庶務で事務的な整理を行い、第75回委員会に提出する。第75回委員会では、提出された意見をもとに、今後の論点の抽出等を行う。
- 報告：庶務より第73回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた後、河川管理者より審議参考資料1「淀川水系河川整備計画原案についての補足資料」について説明がなされた。

3. 審議の概要

1) 河川整備計画原案への意見書について

- 委員より、審議資料1「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見(案)(080311版)」について説明がなされた後、審議がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。
- 意見書案は、委員長および両副委員長で、琵琶湖・淀川の再生と住民の生命を考へて作成した。これまでの委員会の審議について、委員から「河川管理者のぼかしやすらしの説明がかみ合わない」「壁に向かって話しているようだ」といった意見も出された。河川管理者も頑張ってこられたと思うが、これからは、琵琶湖・淀川への熱い思いを語って欲しい。委員会も努力するので、ぜひ一緒に次世代に誇りを持って引き継げる河川整備計画を作っていく。意見書案は河川管理者へのエールだと感じている。意見書案はたたき台なので、皆様のご意見を頂き、変えるべきところは変えていきたい(委員長)。
- 意見書案では、原案の再提示を求めているが、委員会は河川管理者から意見を求められている以上、意見や提言を示すべき。環境について原案は一步踏み出したと評価している。ダム毎に専門家が環境への影響を小さくする方策を議論するよう提案してはどうか。戦後最大洪水対応は国民の納得を得られる水準だ。「越えにくい堤防の確立」を河川管理者の努力義務としてはどうか。また流域対策の具体化に向けて最優先で行動すべき。水需要管理については具体策に向けたスタートを切るべき。広い流域面積を持つ淀川水系ではダム群は有効。ダムの代替案の実現性は低い。ダムは全川に渡って効果が発揮でき、用地も確保されているため、早期に効果を実現できる。ダムも堤防強化も必要だと思っている。
- 意見書案は、河川管理者に方向転換を促すメッセージとしてはわかりやすいが、委員会の権限の中で意見を述べる上では修正する必要がある(例えば、「位置づけることは認められない」(P5)とまで言えるのかどうか)。原案で提案されている「PDCA」は評価できるが、具体的手順等が明確でない。例えば、節水型社会や水需要管理をどう試行していくのか。整備計画で社会実験や事業のスキーム、河川管理者の役割が示されれば、委員会との接点が見えてくる。原案では、河川管理者が積極的な姿勢は感じられない。
- 50年以内に間違いなく南海地震に見舞われる。レベル2を対象にした耐震性強化に踏み切るべき。地震と洪水を合わせた防災対策も必要。高齢化社会や地下空間の多様化によって、考えられない被害が発生する確率が高まっている。特効薬的な対策ではなく、単発では効果は大きくなくても、複数の相乗効果で安全性を担保するという視点が重要。「環境」が定量的に評価できなくて、専門家の知見で「どこまでなら許容できるのか」というクリティカルな評価を行ってほしい。大戸川ダムの「17cm水位低下効果」は誤差の範囲ではなく、効果がある。ピークカットの値は大きくないが、河口まで効果がある。ダムや遊水地、堤防強化を組み合わせて、全体の防災水準をどう実現していくのかというビジョンが必要だ。淀川水系全体の防災基準によってダムの必要性が出てくるかもしれない。専門家による審議が必要だ。
- 各専門分野から原案に判定を下すのが委員会の使命であり、委員会が納得できるまで原案の修正を求めるというのはいかがか。委員会は具体的な審議によって判定を下し、原案に意見を述べる必要がある。河川法改正以前から継続している事業がある。例えば、ダムについては、環境との調和に十分に配慮した上で、ダムの水没者への道義は最後まで尽くさなければならないと考えている。
- 対象洪水までは被害を極力食い止めるというのが原案で、対象洪水を上回る洪水でも命を守るために破堤させないことが重要というのが委員長の考えだが、できれば並行してやっていくべき。耐震堤防への強化対策を原案に追加して欲しい。ダムと堤防強化を比較する際は統一指標で比較すべき。環境への影響を少なくするために流水型ダムを前面に出して欲しい。利水を諦めるといった判断も必要だ。
- 意見書には、①基本方針に則った整備計画になっているかという視点②良い点は良いとし、修正すべき点はどうか修正すべきかという建設的な意見③合意できない点は各論併記が必要だ。以上のように意見書案を再考して頂きたい。また、意見書案には「現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない」(P3)とあるが、これは限定された箇所であり、中上流部の治水安全度は格段に高まる。専門家の意見を付き合わせる必要がある。また「水需要の抑制」は「効果的な管理」に、「節水型社会」は「水に関して持続可能な社会」に変更すべきだ。
- 意見書には「どうすべきか」という積極的な意見を書くべき。自然環境に対してどのような計画を立てるべきか、意見を出していきたい。第三次委員会では原案に対する質問と意見交換しかなされておらず、意見を述べるためには総合的な検討が必要。原案には「環境への配慮」がかなり行き届いているが、個々の

- 事業が孤立しており、総合的な結びつきがない。治水・利水事業に対する環境からの判断を組み込んで欲しい。また「川らしい利用」を具体化する施策を治水、利水、環境と結びつけて示して欲しい。
- 意見書案には大筋賛成だ。委員と河川管理者の議論がかみ合わなかったが、委員も河川管理者でキャッチボールすれば、共通点が出てくる。自然環境保全は治水や利水と対立するものではない。
- 意見書案には委員会の議論が反映されている。ただし、否定的な記述が多すぎる。意見書案に書かれていないことは、概ね、委員間で了解されたことだと考えている。原案には積極的に評価できる点も多い。
- 第三次委員会は、河川管理者から議論の時間を与えられていなかった。意見書案には議論されたことしか書けなかった。現時点では、意見書案の内容は妥当だ。
- 意見書案は「原案の全面否定」だと受け止められているが、問題点に絞られているだけであり、適切な内容だ。原案は基礎案からずれたところがあり、見直しを求めている意見書案を支持する。原案では水需要の精査確認や用途転用等について、一歩も二歩も後退している。伊賀市の新規利水は当事者の意志に任せられ、ダムの長寿命化対策の効果についても委員会で審議がなされるまで検討さえなされていなかった。原案は突っ込んだ検討によって作成されたものとは思えない。
- 原案の問題点や疑問点が素直にまとめられている意見書案は妥当だ。原案の内容は、原案の「基本的な考え方」を踏まえたものではなく、ダムを前提とした内容になっている。審議が十分ではない現状では、委員会は疑問点や問題点を指摘して、河川管理者からより良い案を示してもらうのがよい。
- 委員会の意見がうまくまとめられている意見書案には賛成だ。ただし、意見書案は「対象洪水規模を既往最大洪水としていることは過大である」としているが、対象とする洪水規模の上限は決めず、超異常洪水にも対応していくためにはダムではなく多様な水需要管理が重要といった議論が必要だ。また、地元で住民からの意見を聴くべきだ。
- 意見書案は、これまでの議論がまとめられており、妥当。生態系保全のためにはハードを壊す必要性も出てくる。ハザードマップで危険な地域はもともと氾濫原だった場所なので、元の自然地形を活かして、生態系を復元していくといったことも考えられる。また、琵琶湖の水位操作試行では、住民が魚類産卵の監視をして河川管理者に報告するという手法がとられているが、これは順応的管理のよい実践例だ。
- 意見書案は妥当だ。原案は環境に配慮する姿勢にとどまっているという意見書案の指摘に賛成だ。自然の保全と人間の干渉は、長期的に見れば、対立するものだと思うが、妥協は可能。環境に関する科学的なデータがないからといって何もつくりたくないという判断をしてはならない。どれだけ調べてもわからないこともあり、科学的なデータがなくとも、合理的な判断や市民が納得できる議論も必要だ。水需要管理は必要だが、そこまでの権限を河川管理者に与えてよいのかといった議論も必要だ。河川管理者は水利権の割り振りにも深く関与しないという選択もあってよいのではないか。ダムについては「人間の生存のためにどうしてもダムが必要」という強い説明がなかった。

○今後の審議の進め方について

意見書案への意見提出要項と今後の審議の進め方、次回委員会の審議内容について意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。

- 3. 一般傍聴者からの意見聴取：15名の一般傍聴者から「環境の復元・維持と治水安全度の向上は、堤防強化と流域対策を中心にした治水を行えば、両立する。また、個々の場所ではなく、流域全体で考えていく必要がある」「委員会と地元住民の意見交換会が必要。道庁行政と同じような不正が河川行政でも行われているのではないか。河川管理者の説明が不足している」「原案にはダム建設の十分な根拠があるとは思えない。ダムは自然を破壊し、将来世代の権利を不当に奪う。環境への配慮が将来世代に行き届いたものかどうかを意識して議論して欲しい」「意見書案の「認められない」という記述は、問題点の指摘であり、問題点について議論すべき。意見書案は、合意形成をはかるための努力をしようという趣旨であり、賛成だ」「意見書案に「木津川自流水からの0.358m3/s全量あるいは一部分取水の可能性は大きい」と追加して欲しい。守田機械用水は慣行水利権の重複によって予備的な役割であり、久米川の頭首工が建設された平成7年以降、稼働した形跡がない。三重県は水利権を廃止し、伊賀市水道部や三重県企業庁の新規許可水利権を認めるべき」「意見書案に賛成。はっきりと書かないと河川管理者も原案の再提示をしにくい。原案には耐震対策が欠如している」「大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発の効果は、下流では17cmの水位低下かもしれないが、上流では数mの効果がある。遊水地については農業者の視点も必要。穴あきダムは自然環境に適している」「ダム中止という結論ありきの意見書案だ。丹生ダムは建設中のダムだという点を理解して頂きたい。ダムを中止した場合の責任の取り方にも触れる意見書を期待したい」「ダム建設には反対だったが、国の要請を受け、10年前に土地を手放した。いまだに本体工事がはじまらない。地元の多数はダムに賛成。地元の決断を無駄にしないで欲しい」「地元が川上ダム建設に反対していた時に、なぜ今のような議論がなかったのか。ダムの現場は荒れ果てている。苦しんでいる地元の人たちをくんで一日も早い自然環境を希望する」「地元の方々は土地を手放し、すでに丹生ダムの工事は進んでいる。地元住民や自治体の意見が委員会に反映されていない。地元住民はダムを必要としている」「国交省の誤りで地元は涙を飲んで移転したが、いまだに本体工事がはじまっていない。ダムを中止した場合に地元はどうなるのか」「意見書案は生ぬるい。委員には、第一次、第二次委員会の議論の延長にふさわしい意見書案を考えて欲しい」「意見書案に賛成。書かれていない部分について今後審議して欲しい。宇治地区(環境、活断層、植木堤防等)について委員会でも大きく取り上げられていない」「ダム効果は河口まで続かない。直下では効果があるが、どんどん小さくなっていく。ダムは万能ではない。途中まで整備したから最後までやるといことでは、太平洋戦争と同じだ。河川管理者には、地元のためにも良い治水を考え直して欲しい。専門家以外の方も一緒に議論を深めて欲しい」といった発言がなされた(例示)。



第74回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第74回委員会では、審議資料1「「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(案)(080311版)」を用いて委員より説明がなされた後、意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

国土交通省近畿地方整備局
局長 布村 明彦 様
平成20年 月 日

「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(案)
(080311版)

淀川水系流域委員会
委員長 宮本 博司

[意見提示の趣旨]

淀川水系流域委員会(以下「委員会」と呼ぶ。)は、平成19年8月28日に近畿地方整備局(以下「整備局」と呼ぶ。)から提示された「淀川水系河川整備計画原案」(以下「原案」と呼ぶ。)について、意見を述べることを求められた。委員会は、17回(第57回~第73回)の委員会を開催し、整備局から説明を聞き、質疑応答を繰り返すなど審議を重ねてきた。しかし、これまで整備局からなされた説明や、委員・住民からの質問に対する回答は、必ずしも委員が十分に納得できるものであったとは言えない。
また、「原案」は、これまで第1次、第2次の委員会で積み重ねてきた議論と、それを受けて平成16年5月8日に整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎案」の基本的な考え方や基礎案を実施するための具体的施策を必ずしも踏まえたものとはなっておらず、そのため整備局と委員との間で議論がかみ合わないこともしばしばあった。
このように委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために、現時点における委員会の意見を提示することとした。

[意見]

委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。

1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想

- ・整備局は「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。」という基本的な考え方を示している。
しかし、ダム建設については、もっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。
- ・また、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においては、もっぱらコスト面の比較検討にとどまり、環境への負担については考慮されていない。
- ・このように、「原案」に示された具体的な施策は、整備局が示した「河川環境の保全と再生に

(※次ページへ続く)

関する基本的な考え方」に基づいているとは認められない。

・また、整備局は、河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、「現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。」、さらに、「河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」と認識しているにもかかわらず、個々のダム建設による環境への影響については、「小さい」、あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけている。

・これらの事例に見られるように、「原案」は、「河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項」にすぎないという従来型発想から一歩も出ていない。

・かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を見直すことを求める。

2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策

・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から、「現状」と「原案」に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、整備局が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。

・これは、「原案」で示された「戦後最大洪水を計画高水位(以下、「^{ハイクォーターレベル}H W L」と呼ぶ。)以下で流下させる」及び「淀川本川においては、計画規模洪水をH W L以下で流下させる」という目標のもとに計画された河川改修やダム建設の対策が、いつどのような規模で発生するか分からない洪水から多くの住民の生命を守るという治水の根元的な使命を最優先で果たすことに寄与しないことを明らかにしている。

・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、とりわけ「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R74-A
報告資料1	第73回委員会(2008.2.20)以降の会議開催経過について	R74-B
審議資料1	「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見(案)(080311版)	R74-C
審議参考資料1	淀川水系河川整備計画原案についての補足資料 -河川管理者提供資料-	R74-D
その他資料	今後の委員会スケジュール	R74-E
参考資料1	委員および一般からのご意見	R74-F
参考資料2	関係行政機関からのご意見	R74-G

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第75回委員会

- 開催日時：2008年3月26日（水）13:30～18:20
- 場 所：大阪会館1階 A・B・Cホール
- 参加者数：委員18名 河川管理者（指定席）21名
一般傍聴者（マスコミ含む）213名



1. 決定事項

- 4月の委員会の開催日程と審議内容が下記の通りに決定した。
- 第76回委員会 4/9（水）10:00～19:30 みやこめっせ（審議内容：意見書案の利水とダムについて）
- 第77回委員会 4/22（火）16:30～19:30 みやこめっせ
- 第一次、第二次委員会委員（委員長、副委員長、部長）への意見書案説明会の開催が決定した（4/6開催）。
- 大阪府知事、京都府知事、滋賀県知事からの委員会意見聴取（依頼）に対して、委員会のこれまでの検討内容について説明を行うことが決定した（4/3開催、参加委員は委員長、副委員長、河田委員）。
- 2. 報告：庶務より第74回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。
- 3. 審議の概要：淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）に対する意見書案080311版について審議資料1-1「各委員による修正文（案）」について審議がなされた。主な意見は以下の通り（例示）
- 意見書案（P2）「1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想について」
- 原案は「戦後最大洪水を流下させる→柱川掘削→HWLを越える→ダム建設→環境への影響を検討」という一連の直線になっている。しかし「戦後最大洪水を流下させる」という目的の前に「住民の生命を守る」と「琵琶湖淀川川の保全・再生」を考えるのが委員会のスタンスだと思っている。そのためには、旧堤防撤去や段階的な河道掘削、耐越水堤防、流域対策といった総合的なメニューを行うべきであったと委員から出されてきた（委員長）。
- 治水対策は定量的に進められるが、環境対策はフィードバックによって進めないといけない。総合的な対策についての審議は、結局、河川整備の着工順位に関する議論になるのではないかと。
- 着工順位に関する議論ではない。そもそも、原案は直線の流れであり、様々な方法を組み合わせたマルチな対策が不足しているのではないかと（委員長）。
- 河川管理者にも、環境に配慮する姿勢はある（琵琶湖の水位操作試行等）。実際に調査を行い、データをとっている。「配慮する姿勢にとどまる」という意見書案の記述は書き過ぎた。正確に記述すべきだ。
- 積極的な姿勢が見られない事例として、川上ダムのアセットマネジメントが挙げられる。河川管理者は、ダムの有効利用について説明するだけで、環境へのマイナス面や配慮について説明していない。
- そもそも「治水や利水をダムで実現する。環境にはできるだけ配慮する」というアプローチが違っていている。ダムは最後の手段であり、他の手段を徹底的に検討して、最後にダムを検討すべき。
- 原案は、90年代までの環境への配慮を越えるパワーを持っている。意見書案で言いたいことは「治水・利水・環境の総合的な検討が行われていない」ということであり、意見書案の表現では誤解を招く。環境からすれば、川（水や砂）が自由に動ける場所が少なくなっており、これを広げることが基本路線になる。この路線に、治水・利水がどれだけ応えられるのか、評価して頂きたい。
- 個々の事業に分けて考えないといけない。琵琶湖の水位操作試行等は環境への配慮が十分になされているが、ダムについては欠けている。他の施策に比べて、ダムは弱い。評価すべきところは評価して、ダムに関する環境の検討は足りていないという点を強調して記述すればよい。
- 河川管理者が実施している順応的管理の実例を挙げた上で、修正すべき点を指摘した方がよい。
- 趣旨については委員から大きな異存はなかったが、文章の表現については、全面的な言葉ではなく、河川管理者に修正や検討を促す文章に修正する（委員長）。
- 川上ダムのアセットマネジメントが例示されているが、個々の事業について述べるのは恣意的だ。記述するのであれば、具体的に今後どうすればよいかということまで書くべきだ。
- アセットマネジメントは、環境面において配慮する姿勢にとどまっていることを示す良い事例だ。最近の意見書であれば、カルテ（気になる点の指摘）と診断結果（今後の提案）が必要だが、意見書は中間的なものなので、原案の気になる点を指摘しておけばよい。
- 記述場所を個別のダムの項目に移動した方がよい。
- 意見書案（P2）環境について
- 河川管理者もアセスメントの環境への配慮はしている。ただ、環境については予測が難しいと河川管理者もわかっているのに、なぜ「環境への配慮は小さい」といった性急すぎる結論が出せるのか。総合的な検討を行う積極的な姿勢がないのではないかと（委員長）を意見書案では指摘している。
- 近隣の既存ダムの環境影響評価から、事業中のダムの影響を類推できる。既存ダムの影響評価によれば、甚大な影響の報告がない。事業中のダムを続ける説得力のある理由を原案に記述した方がよい。
- 既存ダムの環境影響調査の範囲は限定的。報告がないから問題がないということではない。
- ダムが生物に影響を与えないということはない。天ヶ瀬ダムができて、サツキマスやアユが琵琶湖に遡上しなくなった。新しいダムについてさえ、建設後の生物への影響調査がほとんどなされていないのが日本の現実であり、影響がないということはない。
- データに基づいた専門家の「判断」もあれば、社会的に許容範囲なのかどうかという「判断」もある。後者の判断をしていってはどうか。
- ダムによる環境への影響が社会的に許容範囲内かどうか、言える状況ではない。ただ、例えば、想定通りに堆砂が進めば、対策（負債）が必要になる。耐越水堤防とダムを比較すれば、時間がたてば立つ

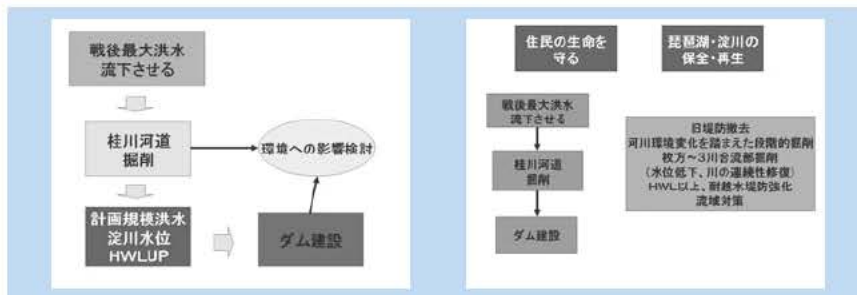
- ほど、ダムの負債の方が大きくなっていく。一般論としては、前者の方がよいという判断はできる。
- ダムが環境へのデメリットと治水・利水面でのメリットを総合的に見ていく必要がある。
- 意見書案の環境については、意見の食い違いはなかった。頂いたご意見を組み込んだ上で、前向きな文章に修正を行いたい（委員長）。
- 意見書案（P3）洪水対策について
- 河川管理者が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。また「中上流での河道掘削+下流区間への影響をキャンセルするためのダム」だけでは、計画規模以上の洪水が来た場合に下流の破堤の危険性は増えてしまう。よって、越水対策を含む堤防強化が必要条件となる（委員長）。
- 堤防補強は、どの区間を、どの程度まで補強すればよいと考えているのか。
- 中上流までの補強は全川でやって欲しい。越水対策も全川が好ましいが、まずは2.0倍で越水する箇所を緊急的にやって欲しいと考えている（委員長）。
- 中上流では、ダムの水位低減効果は高い。堤防補強だけではカバーしきれない分をカバーできる。
- 堤防補強だけでやるべきだとは言っていない。貯留施設を考える前に、まずは少なくとも中上流までの堤防補強が必要だ（委員長）。
- 中上流では氾濫している箇所もあるので、ダムと堤防補強を組み合わせるのが効果的だ。
- ダム直下の効果については個々のダムで検討すべきだ。中上流の状況については、例えば、1.5倍の木津川では、ダム整備前も整備後も、状況はそれほど変わらない（委員長）。
- 治水の特効薬はない。堤防補強は確立された技術ではないので、さまざまな組み合わせが重要だ。
- 堤防補強だけでは思わけておらず、「まずは手つかずの堤防補強から」ということだ（委員長）。
- 堤防補強をする上流で破堤していた堤防が持ちこたえる。上流で破堤しなくなると下流の負荷が増え、越水も起こりうる。ある箇所だけの越水対策は難しいのではないかと（河川管理者）。
- 下流に対する負荷を下げるためには、堤防補強だけではなく、例えば、流域での貯留やダムといった河川内のエネルギーを低減する努力も必要だろう（委員長）。
- 原案ではHWL以下しか堤防補強しないとしているが、中上流まで補強する必要がある（委員長）。
- 堤防の高さや予算等を検討しなければならないが、意見書で提案していけばよい。
- 平成14年堤防設計指針から「越水しても一連区間で破堤しにくい機能を保証することは困難」という理由で耐越水堤防が削除された。なぜ、越水破堤は担保できないのに、浸透現象は担保できるのか（委員長）。
- 越水現象についてよくわかっていない。浸透現象はモニタリングや計算ができる（河川管理者）。
- 平成12年堤防設計指針第3稿は、堤防設計に関して、検討途中のものを含めて暫定的に取りまとめたものを業務において試行的に活用できるように通知したのもとなっている（河川管理者）。
- HWLを超える部分の堤防強化によって被害は確実に小さくなる。耐越水堤防もよいこと。ただ、耐越水堤防だけではダメだ。今後、超過洪水対策について、人的被害や経済的被害を勘案して、どのように組み合わせたいかを検討していけばよい。
- 意見書では「原案に越水対策を盛り込んで欲しい。示された事業費によって、整備の優先順位を議論していきたい」といった意見を述べる。また、前向きな文章に修正する（委員長）。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取：10名の一般傍聴者から「委員長が自分の意見で審議を引っ張ろうとしているのは問題だ。原案の再提示を求めている意見書案は越権行為。丹生ダムを整備計画に載せるべきではない」というのが委員長の意見だが、河川部長時代には必要だと説明した。委員や一般からの意見をどう反映するの。河川管理者は年度内に整備計画を作るといふ大臣の言葉をどう考えるのか。委員会と整備局が協力して住民のための整備計画を作成して頂きたい。「声の大きい意見で意見書がまとまらないようにして欲しい。委員会の意見は影響力が強い。丹生ダムは事業中のダムで、委員は自分の意見をきちんと確認して、意見書に反映して欲しい」「住民が提出した意見についても審議すべき」「環境は配慮するものでも、バランスさせるものでもない。より重視すべきものだ。委員は自らの環境観を持って、よく考えて欲しい。耐越水堤防については審議になっていなかった。耐越水堤防を設計指針から外したのは川辺川ダムが原因だろう。整備計画は基本方針に従うべきだが、自由度はあるはずだ」「大臣宛に公開質問書を出した。木津川上流住民意見交換会の業務委託契約は不正であり、堤防検討業務の変更契約として結ばれた。一般競争入札をすべき業務だ。伊賀用水の新規0.358m³/sは、守田機械用水の圃田水利権の廃止にあわせ、木津川からの自流水取水が可能だ。大内地点の河川維持流量は0.3m³/sで支障はない（参資1参照）」「河道内の水位変動こそが危険。堤防をいくら管理しても越水する水位は変動する。越水深が2倍になると外力は2倍以上になってしまう。越水に対して河川管理者として責任を持つ対策を提示するのは非常に難しい」「1500m³/s放流は、歴史と学術的価値を持つ亀石を破壊する。また、1500m³/s放流は危険であり、住民の受忍限度を超えている。委員会で審議して欲しいし、地元で意見交換をして欲しい（参資1参照）」「地元で意見交換をして欲しい。環境に関する委員の議論は、ほとんどが生物に関するもので、視野が狭い。淀川水系全体について議論して欲しい」「委員会では原案に対する意見を求められているので、原案に対する意見を述べて頂きたい。原案の再提示は不要。環境については配慮する姿勢でよい。意見書案はダム否定を前提にしており、地元住民の意見が反映されていない。意見書は一つにまとめる必要はなく、反対意見の併記が必要」「意見書案の表現を和らげるべきといった委員意見もあったが、元委員からは意見書案の表現でもまだ弱い」といった発言がなされた（例示）。



第75回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1、1-2、当日資料より

第75回委員会では、当日資料「宮本委員長発表スライド」、審議資料1-1「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）（080311版）各委員による修正文（案）」、審議資料1-2「河川整備計画原案に対する意見（案）080311版への修正文（案）（委員）」を用いて委員より説明がなされた後、意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。



意見（案）080311版の原文

1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想
・整備局は「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならぬ。」という基本的な考え方を示している。
しかし、ダム建設については、もっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。

【竹門委員】

修正
・しかし、原案では、治水、利水の計画に際して、環境を「配慮する」姿勢にとどまっており、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。
・「環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的な姿勢が見られない。またそれを具体的に実施するための行動計画などが示されていない。」

・また、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においては、もっぱらコスト面の比較検討にとどまり、環境への負担については考慮されていない。

【綾委員】

修正
・また、整備局は河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、『現状では河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。』、さらに、『河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。』と認識しているにもかかわらず、個々のダム建設による環境への影響については「小さい」、あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけている。

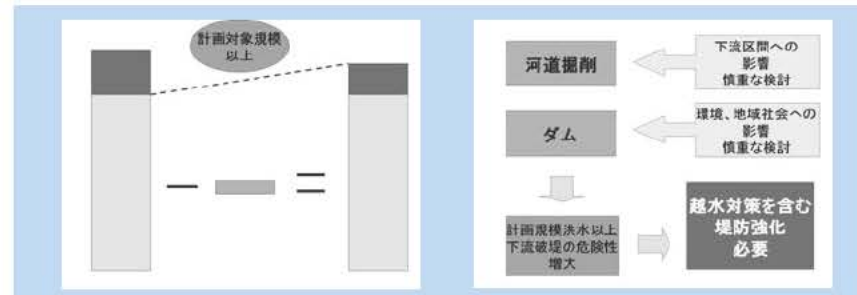
【本多委員】

修正
しかし、ダム建設については、もっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う必要がある。

【村上委員】

追加
しかし、琵琶湖の水位低下の環境影響軽減、河川の横断方向の連続性の回復、また特定種の保護及び駆除については、具体的な施策が提案されているものの、河川の流下方向の連続性を阻害し、河川環境に最も甚大な影響を及ぼすダム建設については、もっぱら・・・

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）



意見（案）080311版の原文

2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策

・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、整備局が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。

【岡田委員】

修正
「現状と整備後とで堤防決壊の危険性は、特定の地域や局所的な事情や主観的リスクの違いは別として、ほとんど変わらない。」

【河田委員】

修正
「堤防決壊の危険性はほとんど変わらない」の表現は間違っている。「堤防決壊の危険性は流量減少、流速や水位低下によってもたらされるのであり、それらの量がたとえ小さくても所要の効果を発揮できることは明らかである。」

【澤井委員】

追加
「・・・結果では、現状・・・」→「結果では、流量は相当量軽減されるものの、水位低下はさほど大きくなく、現状・・・」

【寶委員】

修正
以下のように修正すると良い。「淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、河川整備計画原案では、堤防補強を対策の第1に上げており、堤防決壊の危険性は流域全体として減少すると言える。整備後に、上中流を中心に広い範囲にわたって治水安全度が向上し、堤防にかかる負荷が軽減されるので堤防決壊の危険性はかなり低下すると評価できる。」

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

配布資料リスト

資料リスト	資料請求NO
議事次第	R75-A
報告資料1	R75-B
審議資料1-1	R75-C
審議資料1-2	R75-D
審議資料1-3-1	R75-E
審議資料1-3-2	R75-F
審議資料2-1	R75-G
審議資料2-2	R75-H
審議参考資料1	R75-I
参考資料1	R75-J
参考資料2	R75-K
	R75-L

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.26の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2008.4月現在（五十音順、敬称略）

氏名	対象分野	所属等
綾 史郎	治水・防災 河川	大阪工業大学工学部 教授
池野 誓男	治水・防災 防災	元大阪府港湾局長、大阪の河川を愛する会 会長
岡田 憲夫	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	京都大学防災研究所 教授
川上 聡	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	NPO法人全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
川崎 雅史	環境 景観	京都大学大学院工学研究科 教授
河田 恵昭	治水・防災 防災	京都大学防災研究所 巨大災害研究センター長
河地 利彦	利水・利用 利水	京都大学大学院農学研究科 教授
佐藤 茂雄	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	京阪電気鉄道株式会社 代表取締役CEO
佐野 静代	人文・経済・社会等 水文化	滋賀大学環境総合研究センター 准教授
澤井 健二	利水・利用 利用	摂南大学工学部 教授
寶 馨	治水・防災 河川	京都大学防災研究所 教授
竹門 康弘	環境 生態系	京都大学防災研究所 准教授
田中 真澄	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人市民環境研究所 副代表
千代延 明憲	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	流域住民
中村 正久	環境 水環境	滋賀大学 環境総合研究センター長
西野 麻知子	環境 生態系	滋賀県琵琶湖環境科学センター 琵琶湖環境研究部門長
久 隆浩	利水・利用 地域・まちづくり・都市計画	近畿大学理工学部社会環境工学科 教授
深町 加津枝	環境 植物	京都府立大学人間環境学部 准教授
本多 孝	人文・経済・社会等 住民連携・地域特性	IPNET-Jインターネット・ソリューションネットワーク・ジャパン 事務局長
水野 敏明	環境 魚類	WWF JAPAN 自然保護室
水山 高久	治水・防災 治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
宮本 博司	治水・防災 防災	株式会社樽徳商店 代表取締役
村上 哲生	環境 水質	名古屋女子大学 教授
山下 淳	人文・経済・社会等 法律	関西学院大学 法学部 教授

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で委員会、部会、検討会[※]の議事録、資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部会の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

※平成18年8月29日以降のみで資料は検討中のものは除かせていただきます。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。
(<http://www.yodoriver.org>)

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、裏面連絡先までご連絡ください。送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、カラーページがある場合はコピー代も実費でいただきますので予めご了承ください。）

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。（宛先については裏面をご覧ください。）

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただきます。公表に支障がある場合にはその旨も併せて記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

「淀川水系流域委員会ニュースレター」について

今号の「淀川水系流域委員会ニュースレター」は、第70回委員会、第71回委員会、第72回委員会、第73回委員会、第74回委員会、第75回委員会の模様をまとめたものです。委員会についての詳細は淀川水系流域委員会ホームページをご覧ください。

(<http://www.yodoriver.org>)